

介護保険の住宅改修の申請方法

○ 住宅改修が必要な様式及び申請手順○

工事施工前に必要な書類

居宅介護支援事業者は以下のものを工事施工前に岐南町役場保険年金課へ提出します。

- ① 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（振込口座が当該被保険者本人以外の口座の場合、委任状欄も記入）
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 見積書
- ④ 工事施工前の写真（原則として撮影日のわかるもの）及び住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（平面図に改修箇所を示したもの）
- ⑤ 所有者の住宅改修承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が当該被保険者以外の場合）

（一週間程度かかります。）

「住宅改修における事前申請確認結果通知書」の受け取り

（当該被保険者宛に郵送します。）

工事施工 ⇒ 工事完成

工事完成後に必要な書類

居宅介護支援事業者は、下記のもの、工事完成後に岐南町役場保険年金課へ提出します。
また、その際に事前に提出していただいた申請書等の補記をしていただきます。

- ① 住宅改修に要した費用にかかる領収証
- ② 工事内訳書
- ③ 工事完成後の写真

【注意事項】

- ・ 施工事業者は「住宅改修における事前申請確認結果通知書」を受け取ってから工事施工を行ってください。
- ・ 工事施工前に改修内容を届け出ていただきますが、改修内容に変更があった場合は、岐南町役場保険年金課（058-247-1341）に、必ずご連絡ください（保険給付できない場合があります）。
- ・ 要介護（支援）認定申請中の方が住宅改修を行っても、認定の結果が「非該当」とされた場合介護保険給付の対象となりませんのでご注意ください。